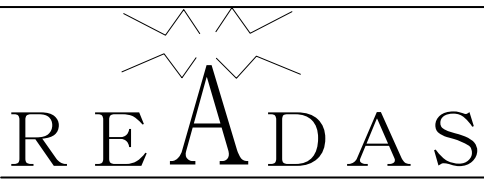


第 5900 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月21日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ おむつ使用証明書

**Q**：平成29年から医療費控除を受けるのに領収書を添付しなくてよくなったそうですが、おむつ使用証明書などの証明書類も添付しなくてよくなったのですか？

**A**：一定の場合には添付を省略することができます。

### 【解説】

寝たきりの人のおむつ代について医療費控除の適用を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付又は提示することとなっています。

しかしながら、平成29年の税制改正において医療費控除の適用を受ける場合の提出書類の簡素化が図られたことを受けて、おむつ使用証明書の確定申告書への添付等についても、次の事項を「医療費控除の明細書」の欄外余白などに記載することによって、省略することが認められることとなりました。

- ①証明年月日
- ②証明書の名称
- ③証明者の名称(医療機関名等)

なお、この場合には、添付等を省略した証明書などは、医療費の領収書等とともに確定申告期限等から5年間保存しなかなければなりません。

この取扱いは、市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用にかかる「在宅介護費用証明書」や指定運動療法施設の利用料金にかかる「運動療法実施証明書」などについても、同様の取扱いになります。

